

報告第20号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第7号

専 決 処 分 書

損害賠償の額を定めることについて、「地方自治法第180条第1項の規定による議会の委任による専決処分事項の指定」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年12月5日

幕別町長 飯田 晴義

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和5年8月29日午後1時50分頃、幕別町忠類元忠類350番地3付近の道道15号幕別大樹線において、町職員が運転する公用車が幕別方面から忠類方面へ南進中、当該職員が居眠り状態となり、反対車線を横切り道路脇の法面に落ちた後、北海道電力ネットワーク株式会社所有の電柱に衝突した際に、当該電柱の途中部分が損壊し、コンクリートが剥離して鉄筋のみの状態となる物的損害を生じさせたことから、これに対する損害賠償の額を定めるものとする。

2 損害賠償額

436,906円

3 損害賠償の相手方

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役 細野 一広